

生駒市規則第 27 号

生駒市まちをきれいにする条例施行規則をここに公布する。

平成 22 年 12 月 24 日

生駒市長 山下 真

生駒市まちをきれいにする条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、生駒市まちをきれいにする条例（平成 22 年 9 月生駒市条例第 25 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(回収容器)

第 2 条 条例第 12 条に規定する空き缶等を回収する容器（以下「回収容器」という。）は、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 30 リットル以上の容積を有するものであること。
- (2) 金属、樹脂その他容易に破損しない材質であること。
- (3) 安定性があり、かつ、空き缶等の投入が容易にできる形状であること。
- (4) 見やすい部分に回収容器である旨の表示をしているものであること。

2 回収容器は、自動販売機から概ね 5 メートル以内で空き缶等の投入に支障のない場所に設置しなければならない。

(空き地等の不良状態)

第 3 条 条例第 14 条に規定する不良状態は、次に掲げる状態とする。

- (1) 概ね 1 メートル以上の雑草を空き地等の面積の概ね 2 分の 1 以上の範囲で繁茂させている状態
- (2) 廃棄物等を空き地等の面積の概ね 2 分の 1 以上の範囲で堆積させている状態

- (3) 前2号に掲げるもののほか、空き地等の雑草の繁茂状況又は廃棄物等の堆積状況により、市長が不良状態と認める状態
(環境美化活動の支援内容等)

第4条 条例第16条第2項に規定する支援は、次に掲げる事項とする。

- (1) 活動に必要な物品等の支給又は貸出
(2) 活動により収集されたごみ等の回収
(3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の支援は、予算の範囲内において行うものとする。

(環境美化推進員証等)

第5条 市長は、条例第17条第1項に規定する環境美化推進員（以下「推進員」という。）に、環境美化推進員証（様式第1号）及び腕章を交付する。

2 推進員は、環境美化推進に関する啓発活動その他必要な活動を行うときは、前項の環境美化推進員証を携帯するとともに、腕章を着けなければならない。

3 推進員は、関係人の請求があるときは、第1項の環境美化推進員証を提示しなければならない。

(推進員の活動内容)

第6条 条例第17条第2項に規定するその他必要な活動は、次に掲げる活動とする。

- (1) 活動地域の状況報告に関する活動
(2) 活動地域の環境美化の推進のための意見に関する活動

(立入調査職員証)

第7条 条例第18条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第2号のとおりとする。

(勧告)

第8条 条例第19条の規定による勧告は、勧告書（様式第3号）により行うも

のとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、口頭により行うことができる。

(施行の細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（表）

環境美化推進員証		第 号
氏 名		
住 所		
生年月日		
上記の者は、生駒市まちをきれいにする条例第17条の規定による環境美化推進員であることを証明します。		
年 月 日		
	生駒市長	印
有効期限		
	年 月 日から	
	年 月 日まで	

（裏）

生駒市まちをきれいにする条例（抜粋）
（環境美化推進員の設置）
第17条 市長は、環境美化の推進を図るため、環境美化推進員を置くことができる。
2 環境美化推進員は、市内における環境美化の推進に関する啓発活動その他必要な活動を行うものとする。

（表）

		第 号
立入調査職員証		
写 真	氏 名 所 属 生年月日	
<p>上記の者は、生駒市まちをきれいにする条例第18条の規定による立入調査を行う者であることを証明します。</p>		
年 月 日		
生駒市長		印

（裏）

生駒市まちをきれいにする条例（抜粋）

（調査及び指導）

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該必要な場所に市長の指定する職員を立ち入らせ、調査及び指導をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

殿

生駒市長

印

勸告書

生駒市まちをきれいにする条例第19条の規定により、下記の措置を講ずるよう勸告します。

記

1 日時	
2 場所	
3 違反の内容	
4 講ずるべき措置	
5 履行期限	

附 則

この規則は、平成 2 3 年 1 月 1 日から施行する。